まとめに代えて

食料・農業・農村基本計画に関する私の意見

一般社団法人日本飼料用米振興協会・副理事長

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会・会長

加藤　好一

「基本法」の意義を再確認して頂きたい。

「基本法」は、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし」（第 2 条 3 項）、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし」（第 15 条 3 項）、「基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」（第 15 条 6 項）。　＊波線部は国会での修正部分

●基本法の最大の政策目標は食料自給率の向上です。 ⇔ 国民の期待
●飼料反映しない自給率（「産出段階」の目標）の意義や意味が問われます。

【意見 ①】 議論が拙速にすぎ国民的な総意たりうるか疑問です。

待ったなしの生産基盤の強化と食料自給率の向上の課題、これが問われています。また一連の国際貿易協定によって日本農業は深刻の度を増すばかりです。その意味で今回の基本計画は、今後の日本農業を占う重大な分岐点に位置します。基本法の意義に鑑みて、この認識がまず確認されるべきです。

【意見 ②】 現下の農業情勢は長期的安定性を担保とする議論が必要です。

生産基盤の強化、食料自給率の向上の課題は、10 年～20 年先を見据えたような議論が必須であり、これを前提とする政策化が求められます。私は昨秋の日米貿易協定の最終合意を受けて、「総合的で一貫性のある、キメの細かいアプローチが不可欠」であると主張しました（農業協同組合新聞 10/9）。この前提なくして、たとえば今後の担い手の問題をはじめ、議論や対処のしようがありません。

【意見 ③】 地方・地域への裁量権（政策・財源）を拡充すべきです。

全国一律の手法だけで上記の問題解決は不可能です。それぞれの地域が裁量権をもって対処できるような政策や助成体系を、積極的に推進すべきです。第一次産業を生業とし、そこに住み暮らす人びとの主体性こそが決め手です。

●農産物輸出の課題は地域の裁量の問題に連動すれば重要です。しかし「基本法」の意義に鑑みれば、差し当たりそれは従たる課題だと考えます。

【意見 ④】「基本法」の意義を具体化していくために、まずは今国会での十分な議論と、今後国会を恒常的にそのような場にしてください。

（ 参考文献 ／ 谷口信和編著 『食と農の羅針盤のあり方を問う - 食料・農業・農村基本計画に寄せて』 ）

１．直面している２つの問題

（１）飼料用米生産が減少した背景

●米（主食）政策からの国の撤退に起因する飼料用米の昨今の生産減
●背景にある戦後日本農業を米偏重にした国の政治責任と責任放棄

（２）飼料用米の政策と助成体系の不安定さ

●予算の削減や政策の見直しなどの各方面からの「攻撃」（？）
●ここが崩れた場合の日本（稲作）農業の展望をどう考えるのか？

２．改善にむけた方向性（提言）

（１）飼料用米政策の持続性と安定性を確保する

●当振興協会では年来の主張として、飼料用米政策の恒久化・法制化を訴え続けています。まずはこれが必要最小限であるという意見です。
●本格的には飼料用米を新規需要米という「役割」から脱却させるべきです。
＝ 飼料用米の食用米の生産調整政策の「手段」（供給数量調整と価格維持）からの格上げが必要です。

（２）飼料用米政策を裏づけのある「本作」として位置づけ明確化する

●当振興協会では設立時より、会の目標として「飼料用米生産の本作化」を掲げてきました。つまり、飼料用米を主食用米の従属的な役割にとどめてはならず、国産自給飼料作物の基幹として明快・明確に位置づけるべきだという主張です（認識と裏づけのある位置づけへの転換）。
●「本作化」のためには飼料用米生産者、畜産生産者、流通や飼料メーカー、消費者、農業団体、学識経験者など多方面（もちろん行政を含めた）のネットワークを構築し、飼料用米を増産基調に転じさせるための知恵や力を結集すべきです。並行して、多収性品種の開発、生産・保管・流通コストの削減、飼料関連諸施設の国内配置の問題なども検討課題になります。

（３）飼料用米活用が畜産生産者のインセンティブになる政策を並列化する

●これまでのところ、飼料用米政策はもっぱら稲作経営の問題に限定されて　います。今後は畜産経営に対して、飼料用米を活用することによってインセンティブが付与されるような方策も検討されるべきです。
●一連の国際貿易協定の結果、関税率の低減など、今後大きな影響が国産畜産物に現れてくることは必至です。その際、飼料用米を給餌することによる日本ブランド的な差別化も、今後の検討課題たりうると思います。